

## クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和8年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 試験の日時及び場所

#### (1) 日時

令和8年10月14日（水）午前10時から

#### (2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県自治会館別館9階 901会議室

### 2 試験科目

#### (1) 衛生法規に関する知識

#### (2) 公衆衛生に関する知識

#### (3) 洗たく物の処理に関する知識

#### (4) 洗たく物の処理に関する技能

ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ

### 3 受験資格

次の各号の一に該当する者

#### (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

#### (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

#### (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

#### (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に該当する者

### 4 受験手続

#### (1) 受験願書受付期間

令和8年8月21日（金）から9月11日（金）まで（土、日、祝日を除く、8時30分から17時15分までの間）とし、郵送による場合は、9月11日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

#### (2) 受験願書の提出先等

##### ア 提出先

県内に住所を有する者（新潟市に住所を有する者を除く） 住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部

新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課

##### イ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送による場合は、次号4(3)エ「受験資格を有することを証する書類」について、原本を提出する場合のみ可能とし、一般書留又は簡易書留を使用すること。

#### (3) 受験申込みに必要な書類

ア 受験願書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 写真（出願前6か月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

エ 受験資格を有することを証する書類 1通

受験資格を有することを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄（謄）本を添付すること。

オ 本人確認書類（個人番号カード等） 1通

持参により提出する場合には原本を提示し、郵送により提出する場合には写しを提出すること。

#### (4) 受験手数料

8,600円

### 5 合格発表

令和8年11月13日（金）午前9時

新潟県庁行政庁舎 1 階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉（環境）部において行う。  
同日中に県ホームページにおいても発表する。

6 その他

この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。